

# 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の提出はeLTAXで！！

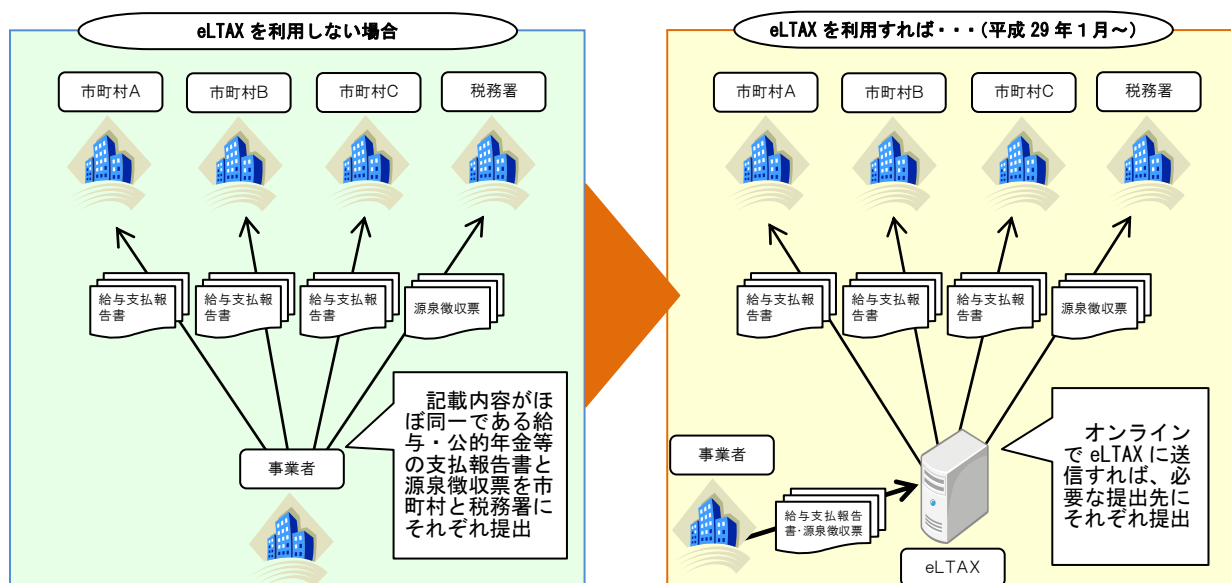
## 概要

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成 29 年 1 月以降は、地方税ポータルシステム（eLTAX）（以下「eLTAX」といいます。）を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となります（以下「電子的提出の一元化」といいます。）。

※1 eLTAX 対応ソフトである PCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して、画面に直接入力する方法又は統一 CSV ファイルを読み込む方法により、一括作成を行います。

※2 e-Tax の利用者識別番号の取得や電子証明書の登録など、e-Tax での事前準備が必要です。

<イメージ図>



## 対象となる帳票

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 地方税                | 2 国税                  |
| ① 給与支払報告書（個人別明細書）    | ① 給与所得の源泉徴収票          |
| ② 給与支払報告書（総括表）       | ② 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 |
| ③ 公的年金等支払報告書（個人別明細書） | ③ 公的年金等の源泉徴収票         |
| ④ 公的年金等支払報告書（総括表）    | ④ 公的年金等の源泉徴収票合計表      |

## 電子的提出の一元化に関するQ&A



**Q** e-Tax を利用して、支払報告書や源泉徴収票を作成し、一括送信することはできますか。

**A** 電子的提出の一元化は、eLTAX を利用して行うものであるため、e-Tax では、支払報告書と源泉徴収票の統一 CSV レイアウトでの提出用データの作成や一括送信をすることはできません。

**Q** e-Tax ホームページで公開されているCSVレイアウトに基づき作成した源泉徴収票の CSV ファイルを利用して、電子的提出の一元化の仕組みにより、一括作成・送信をすることはできますか。

**A** 電子的提出の一元化を利用するための統一 CSV レイアウトを定めていますので、e-Tax ホームページで公開されているCSVファイルを利用することはできません。

※ 統一CSVレイアウトはeLTAX ホームページで公開しています。

**Q** 支払報告書及び源泉徴収票を光ディスク等や書面で一括して市町村又は税務署へ提出することはできますか。

**A** 電子的提出の一元化は、eLTAX を利用して行うものであるため、支払報告書及び源泉徴収票を光ディスク等や書面で一括して市町村又は税務署へ提出することはできません。

なお、光ディスク等により提出いただく場合には、従来の市町村及び税務署に提出するためのそれぞれのレコード内容及び記録要領等に基づき作成し、市町村及び税務署にそれぞれ提出する必要があります。

※ 統一CSVレイアウトにより作成したCSVファイルを光ディスク等に記録して、市町村や税務署に提出することはできません。

**Q** 対象となる支払報告書及び源泉徴収票は何年分から作成できますか。

**A** 平成 28 年分以降の支払報告書及び源泉徴収票から作成することができます。

**Q** 送信した源泉徴収票が税務署に提出されているかどうかを確認するには、どうしたらよいですか。

**A** 送信内容については、e-Tax 受付システムにログインし、e-Tax のメッセージボックスを確認する必要があります。

正常に受信されていることが確認できなかった場合は、再度送信を行ってください。

電子的提出の一元化に関する詳しい内容については、eLTAX ホームページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

